

事例 5：新潟市

1．新潟市の概況

人口：810,302 人（H28.1 現在推計人口）

面積：726.45 km²

障害者手帳所持者数	新潟市 (H27.3 末現在)	全国
身体障害者手帳	30,638 人	525.2 万人
療育手帳	5,029 人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	4,996 人	75.1 万人

2．新潟市における現状と課題

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（以下「条例」という。）が平成 27 年 10 月 1 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行を予定。

条例は、障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生社会の実現を目的として掲げるとともに、全ての市民が、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、話し合いにより相互の立場を理解することを基本理念としており、主な特徴は次のとおり。

差別を分野別に個別具体的に規定

何が差別にあたるか、市民に明確に示している。

民間事業者の合理的配慮の不提供を法的義務として禁止

障害者差別解消法では民間事業者に対する合理的配慮を努力義務としているが、条例では法的義務としている。ただし、話し合いにより互いの理解を深めることで解決を目指す。

障害者が社会的障壁の除去を必要としており、そのことを認識し得るときも合理的配慮の提供を義務付け

障害者から求めがあった場合だけでなく、周囲の人が合理的配慮を必要としていることに気付いた場合も合理的配慮を提供すべきであり、対象を拡大。

合理的配慮を提供する場合において、障害のある人の「意向を尊重し」と規定

障害のある人に合理的配慮を提供する場合、その人の意向が尊重されるべきであり「意向を尊重し」と規定。

3. 新潟市障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会

(1) 設置根拠

設置に係る要綱等は整備せず、内閣府が定めた「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る同協議会の設置・運営暫定指針」により設置、運営することとした。

(2) 構成メンバー（計 24 名）

委員区分	所属及び職名
法律	新潟県弁護士会高齢者・障害者の権利に関する委員会委員長
福祉	新潟市障がい福祉サービス事業管理者連絡会 代表幹事
医療	新潟市医師会 副会長
商品・サービス提供	新潟商工会議所 まちづくり支援課長
労働・雇用	労働局職業安定部職業対策課 課長
教育	新潟大学教育学部 教授
教育	新潟市小学校長会 会長
教育	新潟市中学校長会 会長
建物・公共交通	新潟交通 乗合バス部長
不動産	新潟県宅地建物取引業協会 会長
情報提供	新潟日報 報道部次長
情報提供	NHK新潟放送局 放送部長
幼稚園	新潟市私立幼稚園・認定こども園協会 会長
保育	新潟市私立保育園協会 会長
関係団体	民生委員・児童委員連合会 会長
関係団体	新潟地方法務局人権擁護課 課長
肢体不自由	新潟市身体障害者福祉協会連合会 会長
視覚	新潟県視覚障害者福祉協会 理事長
聴覚	新潟市ろうあ協会 理事長
精神	にいがた温もりの会 理事長
知的	新潟地区手をつなぐ育成会
発達	にいがた・オーティズム
難病	新潟SCDマイマイ
行政	新潟市

4. モデル会議の実施状況

(1) モデル会議の開催経過

開催回次	開催日時	主な議題
第 1 回会議	平成 27 年 11 月 4 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法と地域協議会（新潟市在り方検討会）の役割 ・ 新潟市障がいのある人もない人も共に生きる

		まちづくり条例 ・障がいを理由とした差別に係る相談事例 ・条例施行に向けた準備状況（周知計画） ・今後のスケジュール
第2回会議	平成28年 1月15日(金)	・新潟市職員対応要領 ・新潟市の事業者向け対応指針

(2) モデル会議の主な成果

新潟市職員対応要領

- ・対象となる職員は、任用形態を問わず、新潟市に任用されている全ての職員。
- ・条例に規定する障がい等を理由とする差別（不利益な取扱い・合理的配慮の不提供）の基本的な考え方や具体例を記載。
- ・また、監督者の責務、懲戒処分等、相談体制の整備（人事課・障がい福祉課）、研修・啓発等について記載（障がい等を理由とする差別に係る研修体制は次のとおり）。

（一般職員）

研修の対象者	研修を行う者	研修名
新任課長	職員研修所長	新任課長研修
保育士以外の職員	職員研修所長	新採用職員研修
保育士	保育課長	新任保育士研修会
再任用職員	所属長	職場研修
任期付職員	職員研修所長	職員基礎研修

（臨時・非常勤職員等）

研修の対象者	研修を行う者	研修名
臨時的任用職員 （1号臨時職員）	職員研修所長	職員基礎研修
臨時職員（2号臨時職員）	所属長	職場研修
非常勤職員	保育士の場合は園長	

新潟市の事業者向け対応指針

- ・条例に規定する障がい等を理由とする差別（不利益な取扱い・合理的配慮の不提供）の基本的な考え方や具体例を記載。
- ・新潟市独自の対応指針として位置付け、合理的配慮について障害者差別解消法を上回る内容を規定。

事例 6：浦安市

1．浦安市の概況

人口：162,921 人（H27.1 現在推計人口）

面積：16.98 km²

障害者手帳所持者数	浦安市 (H27.3 末現在)	全国
身体障害者手帳	2,869 人	525.2 万人
療育手帳	680 人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	695 人	75.1 万人

2．浦安市における現状と課題

(1) 浦安市における障害者差別の解消に関するこれまでの取組内容

浦安市のある千葉県には既に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定され、千葉県条例に基づき既に障害者差別を専門的に取扱う広域専門指導員が浦安市の属する圏域に配置されているとともに、さらに助言やあっせんを行う調整委員会が設置されている。これまで浦安市における障害者の人権侵害に関する取組の中心は、先に制定された障害者虐待防止法への対応を主な課題としてきたところである。

(2) 浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例

法の実効性を担保する観点から、「職員対応要領」や「障がい者差別解消支援地域協議会」の設置を市の施策として定めるほか、相談体制として本市独自に「障がい者権利擁護センター」の設置等を行うため、「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」(以下「条例」という。)を制定することとした(平成 28 年 3 月議会上程、同年 4 月 1 日施行)。

条例の特徴は、次のとおりである。

- ・(仮称)障がい者権利擁護センターは「障がい者虐待防止センター」の名称を変更し、障害者の虐待・差別等の相談を一体的に受ける。
- ・「障がい者差別解消支援地域協議会」は、現行の「高齢者・障がい者虐待防止対策協議会」を「(仮称)高齢者・障がい者虐待防止及び差別解消対策協議会」とし、高齢者・障害者の虐待、差別等権利擁護全般を対応する。

3．浦安市障がい者差別解消支援地域協議会

(1) 設置根拠

高齢者・障害者虐待防止法に基づき設置された「高齢者・障がい者等における虐待防

止対策協議会」を、「浦安市障がい者差別解消支援地域協議会」(モデル会議)と位置付けている。

このように、高齢者の虐待防止や認知症施策等と連携しながら取組を進めることについては、次のような点で効果的と考えられる。

- ・高齢者虐待防止と障害者虐待防止のスキームが似ている(原則市町村での対応)
- ・障害者手帳所持者のうち、60歳以上が過半数を占める(高齢障害者の増加)
- ・認知症施策においては既に先行して、認知症高齢者に対する偏見や誤解や理解不足を解消する取組がなされている(モデルとなる)

(2) 構成メンバー(26名)

委員区分	所属及び職名
医療関係	浦安市医師会 副会長
弁護士	千葉県弁護士会京葉支部
警察	浦安警察署 生活安全課長
有識者	毎日新聞社 論説委員
	淑徳大学 教授
労働関係	株式会社舞浜コーポレーション 業務サービス部ノーマライゼーション推進グループ
就労支援関係	浦安市障がい者就労支援センター長
障害者福祉施設	浦安市障がい者福祉センター 生活介護事業所長
居宅介護支援事業所	株式会社愛ネット 取締役
居宅サービス	株式会社リエイ 部長
障がい者相談員(知的)	浦安手をつなぐ親の会 会長
老人福祉	浦安市特別養護老人ホーム 施設長
民生委員・児童委員	浦安市民生委員児童委員協議会 副会長
相談支援関係	中核地域生活支援センターがじゅまる 副センター長
	浦安市基幹相談支援センター 所長
権利擁護関係	浦安市人権擁護委員連絡会 副会長
	浦安市社会福祉協議会 事務局長
包括支援	新浦安駅前地域包括支援センター長
行政機関	千葉県市川健康福祉センター 地域福祉課長
	浦安市健康福祉部長
	浦安市健康福祉部 次長(2名)
	浦安市こども家庭支援センター 所長
	浦安市男女共同参画センター 所長
	浦安市健康福祉部高齢者支援課長
	浦安市猫実地域包括支援センター 所長
	浦安市健康福祉部障がい事業課長

4. モデル会議等の実施状況

(1) モデル会議等の開催経過

(平成26年度)

開催回次	開催日時	主な議題
第1回 モデル会議	平成26年 5月30日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の統合について ・通報・届け出状況について ・年間計画(案)について ・障害者差別解消法について ・(仮称)障がい者差別解消支援地域協議会について
第1回 ワーキング グループ	平成26年 7月31日(木) 千葉県と合同で 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安市からの差別事例の報告 ・千葉県からモデル事業の実施に関する報告 ・市川健康福祉センターから ・内閣府から障害者差別解消法に関する説明 ・当面の方向性について
第2回 ワーキング グループ	平成26年 9月10日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別事例について ・大学・オリエンタルランドにおける取組について ・障害者差別に関する相談体制について ・市川健康福祉センターから相談活動に関する報告 ・相談窓口、ヘルプカードについて ・地域フォーラム・中間報告会について
第2回 モデル会議	平成26年 11月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法について ・千葉県の調整合体について ・浦安市の差別事例について ・浦安市の優しい取組について ・中間報告会について
第3回 ワーキング グループ	平成26年 10月7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県との連携について
第4回 ワーキング グループ	平成26年 12月9日(火) 千葉県と合同で 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告会について
第5回 ワーキング グループ	平成27年 2月12日(水) 千葉県と合同で 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・支援体制の整備について ・平成27年度の取組について
第3回 モデル会議	平成27年 2月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告会について ・支援体制の整備について ・平成27年度の取組について

(平成27年度)

開催回次	開催日時	主な議題
プレモデル会議 第1回ワーキング グループ	平成27年 6月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(概要)について ・障害者差別解消法と千葉県条例の役割について ・法施行までのスケジュール等

第2回ワーキンググループ	平成27年 10月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施経過及び今後のスケジュールの報告 ・庁内及び権利擁護部会委員からの配慮事例等の収集結果の報告 ・相談受付フローチャートについて ・県と市の連携について ・イベントについて ・対応要領について ・次回モデル会議(11/24)について
第1回モデル会議	平成27年 11月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法施行に向けた取組 ・配慮等の事例収集について ・相談窓口と相談の流れ ・県と市の連携について ・条例案・職員対応要領案について ・イベントについて
第2回モデル会議	平成28年 2月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法施行に向けた取組 ・条例案、職員対応要領案について ・障がい者差別解消支援地域協議会の在り方について(まとめ)

(2) モデル会議等における課題の把握

ワーキンググループにおける課題の把握

ワーキンググループにおいては、平成25年度に実施したアンケートの活用、千葉県条例における差別の相談窓口を擁する市川健康福祉センターから浦安市において発生した事例について報告を求めることとした。

また、配慮に関するアンケート調査(平成27年7月1日~30日実施)や、当該アンケート結果に基づくヒアリング(同8月24日~28日実施)、自立支援協議会権利擁護部会委員からの配慮事例等の収集等を通じ、浦安市役所内での配慮に関する各種事例を取りまとめるとともに、「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の策定に向けた検討に資することとした。

千葉県との連携について

千葉県には、既に条例に基づく相談体制が構築されており、障害者差別に対応するための体制の整備が県単位で図られている。広域専門指導員や県庁で受け付けた差別と思われる相談を市町村とも共有しようとしているところであるが、十分に意思疎通がなされていない面がある。また、市域をまたぐような事例や国や県において対応する方が効果的に対応できることが予想される事例が発生した場合の対応方法が整理されていないのではないかと、という法施行を見据えた新しい課題も指摘された。

障害者差別の解消に資する周知・啓発等の取組について

ワーキンググループでは、法律や制度、仕組みや相談窓口、取組がある程度整備されてきているにも関わらず、障害当事者側に情報が届いていないという指摘がされ

た。既に、行政や大学、事業者で行っている配慮を広く市民にも伝えていくことができるという指摘に基づき、各機関の取組を広めていくことを確認した。

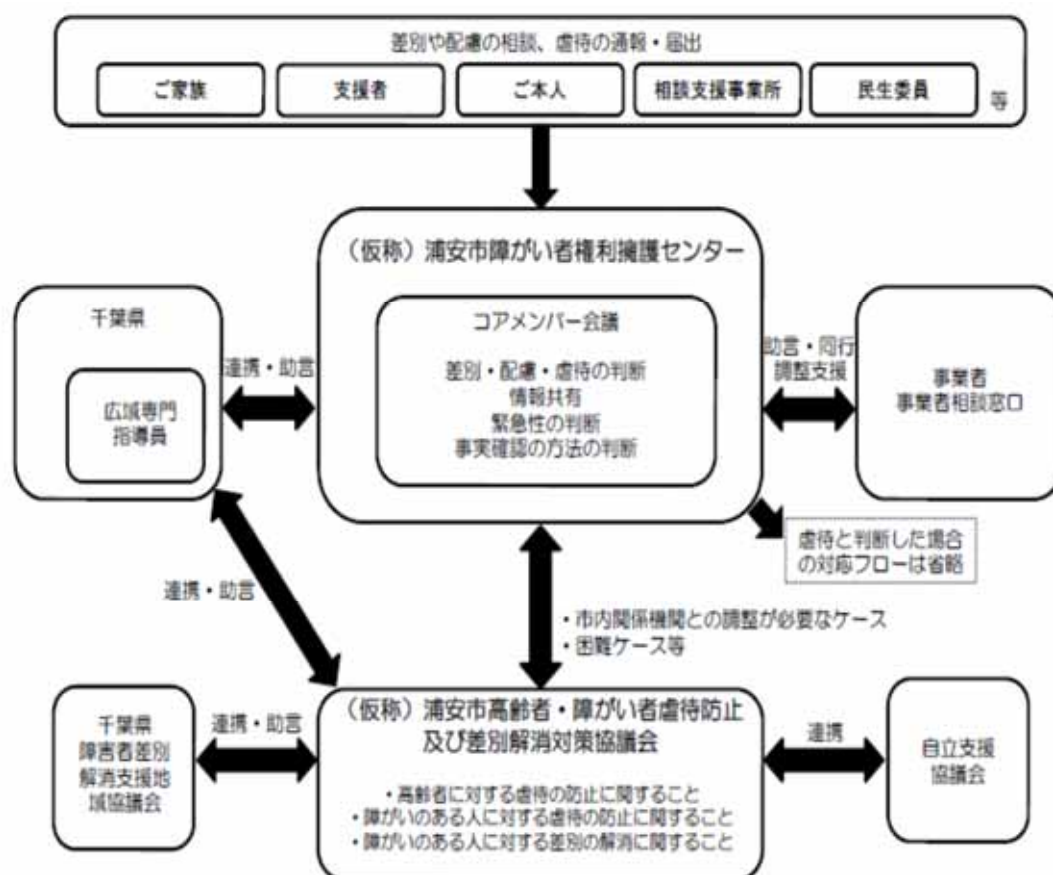
(3) モデル会議における提案等

相談窓口と支援体制について

相談者は「嫌な思いをした」ということが虐待なのか差別なのか分からずに相談されることが想定される。よって既存の組織等を活用するとともに、条例に基づく取組を進める千葉県の実績を生かし、「虐待防止センター」、「相談支援事業所」等、既存の虐待通報窓口、組織等を活用するとともに県と連携して対応することを協議会に提案した。

浦安市としては、既存の窓口が相談を受ける前提とし、既存の障害者虐待防止にかかるスキームを活用する方向を検討することとした。

(図) 提案された新たな相談窓口と支援体制



事例 7：明石市

1．明石市の概況

人口：292,078 人（H28.2 現在推計人口）

面積：49.42 km²

障害者手帳所持者数	明石市 (H26.3 末現在)	全国
身体障害者手帳	12,026 人	525.2 万人
療育手帳	2,190 人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	2,007 人	75.1 万人

2．明石市における現状と課題

(1) 障害者差別解消の取組の経過

明石市では、障害者差別解消の取組の第一段階として、手話言語・障害者コミュニケーション条例を制定するための検討委員会(平成 26 年 9 月から 4 回開催)を設置。

各地で手話言語条例が成立する中、明石市ではその必要性を認識した上で、ろう者以外のコミュニケーションに困難を抱える障害者へも配慮するため、市の責務に「事業者等に対する合理的配慮の支援」を明記し、従来の手話言語条例の趣旨である「言語としての手話の認識の確認」に加え、手話の他にも要約筆記や点字、音訳など障害者の幅広いコミュニケーション手段の利用を促進するための条例とした。(平成 27 年 4 月施行)

差別解消の第 2 段階の取組として、翌年 4 月の障害者差別解消法の施行に向け、(仮称)明石市障害者差別解消条例検討会(以下「検討会」)を設置。

4 回の条例検討会を実施(2 回目の検討会からモデル会議を兼ねる)。

第 2 回検討会

* 事業者書面ヒアリングの調査結果の報告 資料参照

* タウンミーティングの報告

* 地域協議会の在り方(素案)について

第 3 回～第 4 回検討会

* 条例素案についての協議ととりまとめ

12 月から翌年(平成 28 年)1 月にかけて、条例素案に関するパブリックコメントを実施し、17 人の市民から 46 件の意見応募有り。3 月議会に条例案(明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例(以下「条例」))を提出。

(2)(仮称)明石市障害者差別解消条例検討会(モデル会議)の課題整理

検討会では、条例に定める差別解消に必要な事項について議論を行い、以下の課題整理を行った。

合理的配慮の提供支援に関する助成制度の創設

市民や民間事業者に対する合理的配慮の提供支援を実現することを基本理念とし、民間事業者等が、過重な負担を理由として合理的配慮の提供を断念することのないよう、提供に際して発生する負担を軽減するための助成制度や民間事業者等の主体的な取り組みを支援する制度を新たに設ける。

差別事案解決システムの構築

障害者差別解消法には明示されていない相談における差別事案の解決システムの導入。

ア) 相談・助言等

障害を理由とする差別が発生した場合に対応できる相談窓口を設置。障害者、家族、支援者、事業者等からの相談を受け付け、必要があれば差別したとされる側にも事情等を聞きながら解決に向けた調整を行う。

イ) あっせん手続き

相談を受けての調整を行っても、相手となる事業者等に応じてもらえない場合には地域協議会において、あっせんを行う。

ウ) 勧告・公表等

あっせん手続きを経過しても相手方が応じない場合には、勧告や公表その他の措置を想定。

明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会の設置

明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会(地域協議会)を設置。

地域協議会は、当事者、支援団体、事業者、国や県等の関係機関等で構成し、障害を理由とする差別に関する地域の課題について協議するとともに、あっせん等の申立てがあった場合の審議等を行う。

地域協議会は、障害者差別解消法(第17条)の地域協議会を兼ねる。

3.(仮称)明石市障害者差別解消条例検討会

構成メンバー(計24名)

委員区分	所属及び職名
学識経験者・弁護士	西宮市権利擁護支援センター運営委員長(元東洋大学教授)
	神戸学院大学総合リハビリテーション学部准教授
	大阪弁護士会弁護士
社会福祉・保健医療関係者	兵庫県社会福祉士会会長
	明石市民生児童委員協議会障害福祉専門部会部会長
	医療法人社団医仁会譜久山病院院長

	医療法人社団東峰会関西青少年サナトリウムソーシャルワーカー室課長
障害者の支援者	明石市立木の根学園たんぼ工房管理者
	F O P 明石事務局（難病当事者の親）
障害者又は障害者の家族	明石市身体障害者福祉協会会長
	明石地区手をつなぐ育成会会長
	明石ろうあ協会事務局長
	明石市視覚障害者福祉協会
	明石市障害者就労・生活支援センターあくと管理者
民間事業者	明石地区バス協会会長（神姫バス株式会社明石営業所 所長）
	株式会社エスコアーツ常務取締役
	明石商工会議所副会頭
教育関係者	兵庫県立いなみ野特別支援学校進路指導副部長
関係行政機関の職員	明石公共職業安定所次長
公募市民	公募市民
	公募市民
	公募市民
	公募市民
	公募市民

4. モデル会議の実施状況

(1) モデル会議の開催経過

開催回次	開催日時	主な議題
第1回 モデル会議 (第2回検討会)	平成27年 8月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民タウンミーティング及び事業者書面ヒアリングの実施報告 ・(仮称)明石市障害者差別解消条例の方向性 ・障害者差別解消支援地域協議会（モデル事業関連） ・明石市における障害者差別解消支援地域協議会の在り方
第2回 モデル会議 (第3回検討会)	平成27年 10月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例素案 ・条例のポイントと検討論点
第3回 モデル会議 (第4回検討会)	平成27年 11月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例素案 ・合理的配慮の提供支援に関する公的助成制度(案)

(2) 平成27年度におけるモデル会議の主な成果

明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例案の策定

(2.(2)の(仮称)明石市障害者差別解消条例検討会の課題整理を参照)

合理的配慮の提供支援に関する助成制度

<趣旨>

(仮称)明石市障害者差別解消条例は、市民に対する「合理的配慮の提供支援」を実現することを基本理念としているが、「合理的配慮」という概念は、障害者権利条約に端を発する比較的新しい概念であり、いまだ市民の間に定着しているとはいえないことから、市民の間で合理的配慮提供義務の履行を物理的、心理的に容易にし、過重な負担を理由として合理的配慮の提供を断念することのないよう、市民間における合理的配慮の提供に際して発生する経済的負担に対し、市が公的に助成する制度を新たに設けるもの。

<対象>

合理的配慮の提供を検討中の市民・事業者

(例)事業者(営利・非営利不問)、自治会等の地域の団体 等

<制度概要>

ア)合理的配慮を提供しようとする者(以下「申請者」という)から市長に対し、提供しようとする合理的配慮の内容と予算を申請

イ)あらかじめ要綱等で例示列挙したメニューに関しては、申請に応じて速やかに助成を決定

(メニューの例)

- ・点字による情報保障に必要な器具の購入、点字対応に要する費用
- ・筆談による情報保障に必要な器具
- ・知的障害のある人への情報保障に必要な器具の購入、写真・イラストによるコミュニケーションに要する費用
- ・段差解消のためのスロープ

ウ)要綱に定めのないメニューに関する申請については、地域協議会へ諮問し、地域協議会で申請内容が合理的配慮の趣旨に沿うものか否か、金額が妥当であるか等を審査し、認否を決定

明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会

<所管事項>

ア)合理的配慮の提供支援に関する事項

イ)障害理解の研修啓発に関する事項

ウ)相談事例の検討に関する事項

エ)あっせん等の申立に関する事項

オ)本条例の施行状況に関する検討

カ)その他、障害を理由とする差別解消の施策に関する事項

(仮称) 明石市障害者差別解消条例事業者書面ヒアリング実施結果～概要～

1 実施の概要

期間：平成27年6月中旬より順次発送、回答締切は平成27年7月17日

実施方法：書面ヒアリング用紙を各事業所に送付。記載の上、期間内に返信いただいた。

書面ヒアリング送付件数：579件

回答数：157件(平成27年8月5日時点)

2 事業種別ごとの回答件数

不動産業	12社	医療・福祉	27社
飲食業	13社	運輸業	19社
卸売業	3社	小売業	26社
技術サービス等	12社	教育関連	7社
金融業	8社	建設業	4社
鉱業	1社	製造業	17社
美容業	2社	旅館業	3社
保険業	3社	その他・不明	5社

複数回答あり

3 回答いただいた事業所の従業員数・障害のある従業員数

	従業員 ~20名	21名 ~ 100名	101名 ~ 300名	301名 ~ 500名	501名 ~	無回答	合計
障害者 0名/無回答	49社	47社	6社	1社	0社	5社	108社
1名	0社	14社	5社	0社	0社	1社	20社
2名	0社	4社	10社	1社	0社	0社	15社
3名	0社	0社	2社	2社	1社	0社	5社
4名	0社	0社	1社	1社	0社	0社	2社
5名	0社	0社	0社	2社	0社	0社	2社
6名	0社	0社	0社	1社	1社	0社	2社
7名	0社	0社	0社	1社	2社	0社	3社
合計	49社	65社	24社	9社	4社	6社	157社

4 障害のある従業員の障害種別

【身体障害】 37社 【知的障害】 8社 【精神障害】 3社
【発達障害】 1社 【難病】 2社 【その他・無回答】 111社

複数回答あり

5 書面ヒアリング各質問に対していただいた回答の傾向

質問2 障害のある人への対応に関連して

回答のあったいずれの業種からも、困ったことがあったという回答がなされた。また、車いすの方の移動対応に関することと、知的・精神障害者への対応に困ったことがある、という傾向がうかがえた。知的・精神障害者への対応については、中には暴力行為への対応を迫られるなど、深刻な事例も見られた。しかし、最終的にサービス提供拒否をしたことがある、という回答は少なかった。

質問3 (顧客に対する)「合理的な配慮」に関連して

合理的な配慮の具体的内容を、「(当事者との)話し合いで決めた」とする趣旨の回答は33社であった。「事業所側の判断」という回答の場合も、なんらかの形で当事者との意見交換を行う、と回答した事業所がほとんどである。

回答者が可能と考える合理的配慮(質問3-3)については、基礎的環境整備(バリアフリー対応の設備への変更)や簡単なコミュニケーション支援(筆談、わかりやすい説明など)という回答が多かった。しかし、その反面、「どうしたらいいかわからない」という回答も複数社あった。これに対し、求められた合理的配慮のうち実現できなかったもの(質問3-4)については、設備に関するものと、人的支援(手話通訳の手配、医療的ケアの提供、介助者など)を要するものが多かった。

質問4 障害のある人の雇用に関連して

障害者雇用促進法の内容については、「知っている」が77社にとどまり、内容まで周知されているとはいいいがたい状況が浮かび上がった。

採用時、あるいは採用後の悩みについては、知的障害・精神障害のある人を採用することに未だ抵抗が感じられた。また、健常者であっても人員削減の傾向が強い中で、障害のある人を採用する各社の「体力」的な限界も垣間見える結果となった。

質問5 その他差別解消に関するご意見

障害のある人への差別をなくすためのご意見を自由にお書きいただいたところ、多くの方から、普段障害のある人と接することが少ないために、どうしたらよいかわからない、まずは障害を理解する場(研修・当事者との交流など)があるとよい、という趣旨のご意見をいただいた。(以上)

事例 8：湘南西部圏域

1．湘南西部圏域の概況

人口：587,904 人（H26.12 現在推計人口）

面積：253.27 km²（構成市町の合計値）

構成市町：平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町

障害者手帳所持者数）	湘南西部 （H26.3 末現在）	全国
身体障害者手帳	17,858 人	525.2 万人
療育手帳	4,080 人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	3,878 人	75.1 万人

構成市町の合計値

2．湘南西部圏域における現状と課題

（1）障害者差別の解消等に関する取組状況

神奈川県湘南西部障害保健福祉圏域（以下、湘南西部圏域という。）では、神奈川県・圏域を構成する市町（以下、圏域市町という。）ともに障害者差別の解消に関する条例等を制定しておらず、平成 28 年 4 月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、差別解消法という。）の施行に合わせ、障害者差別の解消等に関する取組を進めることとなっている。

現時点では、圏域市町の障害福祉担当部署や委託相談支援事業所等において障害者差別と思われる事案に関する相談に応じているほか、障害者総合支援法に基づく「自立支援協議会」や、障害者虐待防止法に基づく「虐待防止ネットワーク」等において障害者の権利擁護をテーマとした協議が行われている事例はあるものの、障害者差別に焦点を当てた取組は緒に就いた段階といえる。

（2）広域型地域協議会設置の必要性

圏域市町においては、近年の障害者施策を取り巻く法制度の創設・改正への対応に追われている状況であり、差別解消法の施行準備についても、共通的な事項は広域で対応することにより効率化を図ることが求められていた。また、障害者差別の解消に資する取組についても、市町が単独で行うよりも広域で進める方がスケールメリットを期待できることから、湘南西部圏域という広域での地域協議会（以下、広域型地域協議会という。）をモデル的に立ち上げることとした。

3．障害者差別解消支援地域協議会モデル会議

湘南西部圏域においては、これまで特に障害者差別の解消に資する取組が行われておらず、また広域型地域協議会を検討していたことから、障害者総合支援法に基づき設置され

ていた「湘南西部圏域自立支援協議会」(以下、圏域自立支援協議会という。)の枠組みを活用してモデル的な地域協議会を立ち上げることとした。

設置に係る要綱等は整備せず、内閣府が定めた「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る同協議会の設置・運営暫定指針」により設置、運営することとした。

4. モデル会議等の実施状況

(1) モデル会議開催までの事前調整

広域型地域協議会を設置することを目指し、モデル会議を円滑に開催するため、事前に次の調整を進めた。

(圏域内市町との調整)

圏域市町においては、差別解消法の施行に向けた準備が必要との認識は共有されていたものの、取り組むべき事項や進め方等については検討段階であった。そのため、電子メールや電話等で協議した結果、暫定的な事務局機能を平塚市に置くこととし、平塚市が圏域の市町へ出向き差別解消法の概要説明と広域型地域協議会の設置に関する意見交換を行った。その際、重点的に協議したポイントは次のとおり。

- ・ 広域型地域協議会の設置による圏域市町の協議会業務軽減
- ・ 職員対応要領の共通素案作成と合同ヒアリングの実施
- ・ 共通的な相談体制の検討
- ・ 広域的な対応が必要な相談事案への対応スキーム検討

障害者差別解消法・湘南西部圏域モデル協議会 構成員名簿

委員区分	所属及び職名
障害福祉事業者	(福) 素心会総括管理室長
	(特非) 平塚市精神障害者地域生活支援連絡会ほっとステーション平塚施設長
	(特非) 総合福祉センターはだの障害福祉なんでも相談室長
	(特非) 伊勢原市手をつなぐ育成会地域作業所ドリーム所長
	(福) かながわ共同会秦野精華園長
就労支援関係	平塚公共職業安定所専門援助部門総括職業指導官
	障がい者就業・生活支援センターサンシティ
教育関係	神奈川県立平塚盲学校
	神奈川県立平塚ろう学校
	神奈川県立湘南養護学校
	神奈川県立伊勢原養護学校
	神奈川県立秦野養護学校
障害者団体	(特非) 神奈川県障害者自立生活支援センター
	秦野市手をつなぐ育成会
	地域活動支援センターすみれ
社会福祉協議会	平塚市社会福祉協議会
	秦野市社会福祉協議会

	伊勢原市社会福祉協議会
行政関係	神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課（ ）
	平塚市障がい福祉課
	秦野市障害福祉課
	伊勢原市障害福祉課
	大磯町町民福祉部福祉課
	二宮町健康福祉部福祉課
県機関	平塚児童相談所
	平塚保健福祉事務所
	平塚保健福祉事務所秦野センター保健予防課
自立支援協議会	平塚市自立支援協議会
	秦野市障害者支援委員会
	伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会
	二宮町・大磯町自立支援協議会
	湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター（ ）

名簿の後ろに「 」のある構成員がモデル会議のみ参加の者、それ以外は圏域自立支援協議会と重複している者

（神奈川県との調整）

神奈川県に対しては、管内である湘南西部圏域において、圏域自立支援協議会の枠組みを活用して広域型地域協議会を設置する方向について理解を求めるとともに、圏域自立支援協議会の事務局となっている湘南西部圏域を所管する県委託相談支援事業所との協働について意見交換した。

また、神奈川県としては県内唯一のモデル会議となることから、広域的な課題への対応だけでなく、県内他市町村に対する情報提供ノウハウの蓄積などを目的として、障害福祉課長が参加することとなった。

（湘南西部圏域を所管する県委託相談支援事業所との調整）

湘南西部圏域を所管する県委託相談支援事業所に対しては、圏域自立支援協議会の枠組みを活用して広域型地域協議会を立ち上げることの報告と、事務局機能の協働を要請し、承諾を得た。

具体的には、開催の年度計画を共同で検討した後、会場確保は地域協議会側で行い、開催通知や資料はそれぞれで準備した上で発送業務は自立支援協議会側が一括して行うほか、当日の会場設営は合同で行い、事務局機能はそれぞれが独立して行うこととした。また、モデル会議の中間報告会や差別解消法の事業者向け説明会などは、協働により開催し、広く圏域の関係者へ周知することとした。

（圏域自立支援協議会構成員との調整）

圏域自立支援協議会構成員に対しては、今年度が改選期だったため構成員の継続意向確認を文書で行ったタイミングを捉え、差別解消法及び地域協議会の概要を説明する資料、さらには湘南西部圏域においては広域型地域協議会を立ち上げる方向であり、その

際には圏域自立支援協議会の枠組み活用が有力である旨の協力要請文書を同封した。また、平成 27 年度第 1 回の圏域自立支援協議会開催通知にも同内容の文書を同封し、再度の協力要請を行った。

(2) モデル会議等の開催経過

開催回次	開催日時	主な議題
第 1 回ワーキングチーム	平成 27 年 6 月 23 日(金)	・モデル会議の開催に向けた打合せ
第 1 回モデル会議	平成 27 年 7 月 22 日(水)	・障害者差別解消法、障害者差別解消支援地域協議会の概要について ・湘南西部圏域におけるモデル協議会の設置について ・会長・副会長の選任について ・ワーキングチームの設置について ・今後のスケジュールについて
第 2 回ワーキングチーム	平成 27 年 8 月 26 日(水)	・第 1 回モデル協議会における指示事項について ・アンケート・ヒアリングについて ・職員対応要領について ・市町村へ移譲されている権限等について
第 3 回ワーキングチーム	平成 27 年 10 月 5 日(月)	・第 1 回モデル協議会における指示事項について ・アンケート・ヒアリングについて ・職員対応要領について ・市町村へ移譲されている権限等について
第 2 回モデル会議	平成 27 年 10 月 22 日(木)	・圏域市町における職員対応要領について ・圏域市町共通版職員対応要領(素案) ・実態把握のためのアンケート、ヒアリングについて ・障害者差別に関する相談対応体制について ・中間報告会での報告事項や登壇者等について
第 4 回ワーキングチーム	平成 27 年 12 月 21 日(月)	・職員対応要領(案)について ・対応要領(案)に関するヒアリングについて ・実態把握のアンケート・ヒアリングについて
第 3 回モデル会議	平成 28 年 2 月 19 日(金)	・ヒアリングを踏まえた職員対応要領の作成について ・地域フォーラム(中間報告会)の開催報告について ・内閣府主催「最終報告会」について ・実態把握のためのアンケート・ヒアリングについて

		・平成 28 年度以降の地域協議会について
第 5 回ワーキングチーム	平成 28 年 2 月 21 日(月)	・職員対応要領の作成について ・実態把握のためのアンケート・ヒアリングについて ・平成 28 年度以降の地域協議会について

モデル会議はいずれも圏域自立支援協議会の枠組みを活用しており、例えば 13 時から 15 時を圏域自立支援協議会、その後 15 分程度の休憩時間を挟み、構成メンバーを入替（増員）した後、15 時 15 分から 16 時 45 分までを広域型地域協議会として開催するなどの運用としている。

（ 3 ）モデル会議における協議事項と方向性

圏域市町における障害者差別の状況把握に関すること

平成 27 年度中に実態把握のためのアンケート・ヒアリングに着手することとした。

障害当事者向けと事業者（行政機関）向けの 2 種類を用意し、さらに、知的・発達障害等の特性に配慮した「わかりやすい版」も作成。

なお、事業者に対するアンケート・ヒアリングの実施に際しては可能な限り訪問、対面によるヒアリングを行い、法の周知にもつながることを期待。

圏域市町「職員対応要領」の共通案作成に関すること

モデル会議の枠組みを活用し、「職員対応要領」の共通素案は圏域市町が共同で作成することとした。ワーキングチームで素案を検討し、モデル会議での意見も踏まえて素案を取りまとめ、合同で圏域市町の障害者団体等からのヒアリングを実施。

合同開催としたことにより、会場の確保や情報保障（手話通訳）の集約等に関して効率化を図ることができたほか、他地域の障害者団体等の意見も同時に聴取することで、単独で開催するよりも多様な意見に接することが可能となったほか、意見発表前後の傍聴を自由にしたことで、障害者団体も他の障害特性や他地域の発表を傍聴することにより、障害者間の相互理解を促進。

障害者差別に関する相談の対応体制構築に関すること

まずは、障害者差別の状況を把握するためのアンケート・ヒアリングの結果を分析し、関連の深い窓口を洗い出した上で、各窓口で対応にばらつきが生じないような共通の相談対応票の作成、相談対応スキーム等も含め、法施行後に本格検討。

（ 4 ）平成 28 年度に向けた課題

地域協議会の本設置

本モデル会議は障害保健福祉圏域という複数の市町によって構成される広域で設置されているため、設置根拠をいわゆる「規則」や「要綱」とすることが困難。その

ため、協議会の運営に関する定めという特性を踏まえ、設置根拠については「協議会会長決定」とすることを想定。

実態把握のためのアンケート・ヒアリングの実施と取りまとめ

__平成 27 年度中に着手する実態把握のためのアンケート・ヒアリングについて、28 年度上半期を目途として取りまとめる予定。

取りまとめに際しては、市町ごとに集計方法等の差異が生じないように、共通様式の整備が必要。また、アンケート・ヒアリングは障害者差別と思われる事案の傾向や必要とされる合理的配慮の方向性、効果的な啓発活動の在り方など、今後の地域協議会における主要な協議、検討テーマの素材となることから、単に結果を取りまとめるだけでなく、十分に回答内容を分析することが必要。

相談体制の整備に関する検討

障害者差別と思われる事案が生じた際の相談については、一義的には障害福祉担当部署において対応することとなるが、行政機関として統一的な対応が図られるよう、共通の相談対応票などの整備を検討することが必要。

また、相談を受けた後の取組については、相談内容によって異なることが予想されるため、相談を受けてから具体的な取組につなげるまでの相談対応スキームについても検討することが必要。

周知啓発に関する検討

各市町における周知や啓発活動に加え、広域型地域協議会の特性を活かした、効果的な周知啓発の在り方を検討する必要。例えば、本圏域では鉄道や路線バスの運行事業者が比較的限られていることから、公共交通機関を対象とした個別の啓発活動を展開することも視野。

また、法の附帯決議にもあるような、グループホーム等の障害者関連施設の認可等に際して重要となる住民の理解を得るための啓発活動の在り方（地域の関係団体や障害者団体等との役割分担等）について意見交換することも検討。